

議第5号

高山市行政組織条例の一部を改正する条例について

高山市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年3月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政組織の見直しを行うため改正しようとする。

高山市行政組織条例の一部を改正する条例

高山市行政組織条例（昭和56年高山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>商工観光部</u></p> <p>(11) <u>海外戦略部</u></p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画部 ア～ウ (略) エ <u>ブランド戦略に関すること。</u></p> <p>(2) 総務部 ア～ウ (略) エ <u>広報、公聴及び情報に関すること。</u> オ～ク (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>商工観光部</u> ア 商業及び工業に関すること。 イ <u>観光に関すること。</u></p> <p>(11) <u>海外戦略部</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(12)～(14) (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>商工労働部</u></p> <p>(11) <u>飛騨高山プロモーション戦略部</u></p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画部 ア～ウ (略) エ <u>広報、公聴に関すること。</u></p> <p>(2) 総務部 ア～ウ (略) エ <u>情報に関すること。</u> オ～ク (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>商工労働部</u> ア 商業及び工業に関すること。 イ <u>雇用及び産業の創出に関すること。</u></p> <p>(11) <u>飛騨高山プロモーション戦略部</u> ア <u>ブランド戦略に関すること。</u> イ <u>観光に関すること。</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(12)～(14) (略)</p>

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(高山市中小企業融資審査委員会条例の一部改正)

- 2 高山市中小企業融資審査委員会条例（昭和43年高山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>商工観光部</u>において行う。</p> <p>2 委員会の審査に必要な企業の信用調査は、<u>商工観光部</u>が行う。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>商工労働部</u>において行う。</p> <p>2 委員会の審査に必要な企業の信用調査は、<u>商工労働部</u>が行う。</p>